

平成29年 No.33

○東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

アドミッションオフィスの設置に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 6 月28日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 6 月29日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第23号

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学部入試委員会規程（昭和41年規程第18号）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部改正について

改正理由：アドミッションオフィスの設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (資料の提出の要求) 第10条 委員会は、<u>アドミッションオフィス</u>に対し，必要な資料の提出を求めることができる。 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成30年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (資料の提出の要求) 第10条 委員会は，<u>東京学芸大学入試情報委員会</u>に対し，必要な資料の提出を求めることができる。